

令和7年度

事業計画書

令和7年度 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

『誰一人取り残されない
安全・安心な地域共生のまち 郡山』

の実現を目指して

(『第4期郡山市地域福祉計画』及び『第5次地域福祉活動計画』の基本理念)

～ 地域福祉のさらなる進化に向けて ～

現在、少子・高齢化の進行に加え、「団塊の世代が後期高齢者に達する2025年問題の到来」など人口構造や社会構造が大きく変容する中、地域の福祉課題は複合化・多様化するなど、福祉ニーズはますます増大しています。

こうした状況に対処するため、国・県はもとより、郡山市においても多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「ウェルビーイング」(※1)の考えにたち、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの更なる推進を目指した活動を展開しています。

当協議会におきましても、これらの活動に呼応した活動に取り組むとともに、令和7年度は郡山市の「第4期地域福祉計画」及び当協議会が進めてきた「第5次地域福祉活動計画」の最終年度となるため、当協議会が進める地域福祉活動をさらに活性化させるための羅針盤となる新たな計画作りに取り組んで参ります。

(※1) 「ウェルビーイング」(well-being)とは、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、「幸福」と翻訳されることも多い言葉です。世界保健機関(WHO)憲章の前文では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあることをいいます(日本WHO協会：訳)」とされています。

～ 地域生活課題の多様化・複雑化への対応 ～

今日、少子・高齢化の進展や家族機能の低下などの社会情勢に加え、高齢者の増加にともなう社会的孤立や経済的困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安など、多様化・複雑化している様々な地域生活課題が生じており、その対応が求められています。

特に今年度は、団塊の世代の全員が後期高齢者に達する2025年を迎えたことから、今まで活動してきた“つながり作り”を中心とした「いきいきサロン（会食会・茶話会）」や「友愛訪問」の活動を今まで以上に充実させることが必要となっています。また、一人暮らし高齢者が増え続けることを見据え、高齢者が地域の中で安心して暮らしていくための新たな施策の調査・研究に取り組んでいきます。

～ 「地域共生社会」の実現に向けて ～

当協議会では、郡山市の保健福祉分野の最上位計画である「第4期郡山市地域福祉計画」と、令和7年度が最終年度となる「第5次地域福祉活動計画」をより一体的に推進していくため、郡山市と共通の基本理念である『誰一人取り残されない 安全・安心な地域共生のまち 郡山』を互いに共有し、「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”や『生活支援コーディネーター』の活動を強化し、地域福祉活動の担い手になりたいというニーズやサービスを必要とする人のニーズを掘り起こすことで、求められているボランティアの育成や活躍の場の提供を行い、お互いに支え合う『互助』の関係づくりを推進します。

さらには、公共性の高い非営利・民間福祉団体として、適正な法人運営を推進するとともに、介護保険制度や障害保健福祉施策、子ども・子育て支援制度の動向を注視しながら的確に対応し、在宅福祉サービス・保育サービス事業者として利用者本位のサービスを提供し、市民から信頼される事業経営に努めます。

～ 「コロナ特例貸付に係る借受人支援と債権管理」の強化に向けて ～

新型コロナウイルス感染症の影響によって、急速に生活に困窮する方々が続出する事態となったことから、全国の社会福祉協議会では、生活福祉資金における「緊急小口資金等の特例貸付」として、生活再建までの一時的な生活資金を貸し付けるため、約2年6ヶ月に及ぶ「特例貸付」を実施してきました。

本貸付については償還3年目を迎え、償還猶予者への対応や償還開始に伴う世帯の生活への影響等について課題の把握・分析を行い必要な対応を図って参ります。そのため債権管理事務費の活用により、引き続き社協の職員体制強化を図るとともに、適切な債権管理と借受人(世帯)へのフォローアップ、自立支援の取り組みの両立を図ります。

【重点的な取り組み】

(1) 住民主体の多様な地域福祉活動の展開へ

～ひとづくり・まちづくり～

住民主体の「互助」を基本とした地域福祉活動を推進するため、各種のボランティア講座を開催することで、地域福祉活動の担い手の育成を推進します。

高齢者や障がい者、妊産婦などの方々が、日常生活で生じる「ちょっとした困りごと」を、同じ地域に暮らす住民同士がサポートする『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”の担い手を育成する『助っ人隊養成講座』や、ボランティアに興味がある社会人や学生を含む地域住民を対象とした『出前ボランティア講座』等を行い、幅広い担い手の育成を行います。

また、『生活支援コーディネーター』による地域づくりを担う住民をはじめ関係機関・団体の情報共有の場である『協議体』の開催支援や、地域のニーズ・資源の発掘を行うことで、住民主体による介護予防のための「集いの場」や住民主体の多様な「生活支援」を創出するなど、介護保険制度の『生活支援体制整備事業』を推進し、住民同士の助け合い・支え合い活動の充実に向けて取り組みます。

(2) 地域福祉活動への参加促進による生きがいづくりへ

～いきがいづくり～

コロナ禍において、住民同士の助け合い・支え合い活動が停滞してしまったことを踏まえ、今年度は住民同士の『助け合い・支え合い活動』を再構築できるようコロナ感染予防対策を最大限に配慮しながら、安心・安全な『集いの場』が開催できる環境を整えるなど、地区社協・支部社協の活動を支援します。また、『いきいきサロン（会食会・茶話会）・世代間交流・子育てサロン』の開催を全市的に展開することで、住民主体による地域福祉活動を支援し、地域生活課題の改善に向けた多彩で地域性豊かな『地域住民助け合い・支え合い活動』の推進に取り組みます。

また、2025年問題が到来し、地域の助け合い・支え合い活動をさらに充実させるため元気な高齢者の社会参加意欲を引き出しボランティア活動への参加をはじめ『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”における「担い手」としての参加を促進し、さらには『夏・ボランティア体験プログラム』、『災害ボランティア講座』等の多様なボランティアプログラムを創出し、ボランティア活動への参加を通じて、すべての市民に対し「生きがいづくり」や社会参加への意欲向上、役割や活躍の場の提供につなげます。

(3) 一人も見逃さない支援体制の構築へ

～つながりづくり～

地区社協・支部社協による住民主体の『配食サービス』や『友愛訪問事業』による日常적인見守り活動を推進するとともに『生活支援コーディネーター』のアウトリーチによる訪問活動の実施、さらには東日本大震災及び福島第一原発事故等による避難者や災害等の被災者に対する個別支援の実施など、「一人も見逃さない支援体制」の構築と相談者に寄り添った支援体制の整備に取り組みます。

また、生活困窮世帯、日常生活に不安を抱える低所得者等の経済的自立を支援するため、『生活困窮者自立支援相談窓口』を設置し、継続的な相談支援業務を充実するとともに、就労等の自立に向けた支援が必要な人を対象とした『就労準備支援事業』の実施や『生活福祉資金貸付事業』の実施など、当協議会の機能を最大限活かした相談支援活動をさらに強化します。

(4) 新たな社会資源の開拓によるセーフティネットの強化へ

～しくみづくり～

既存の制度やサービスでは対応できない高齢や児童、障がい、貧困などの様々な複合的な課題に対して、専門職のみならず地域住民も含めた新たな社会資源の開拓やサービスの仕組みを生み出すことにより、重層的なセーフティネットの強化を図り、「ダブルケア」（子育てと介護）や「8050問題」（高齢の親と無職の子が同居している等の世帯）など複合的な課題を抱える方の課題解決を目指し、郡山市が設置している『福祉まるごと支援事業』や『多機関協働事業』に職員を配置するとともに、世帯に寄り添いながら、様々な相談機関につなぐ等の多機関協働による重層的かつ包括的でスムーズな相談支援に取り組みます。

また、認知症や知的・精神の障がいなどにより、判断能力に不安がある方々においても可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう『成年後見制度（法人後見）』や『あんしんサポート（日常生活自立支援事業）』などの推進に努め、地域住民が安心・安全に地域生活が送れるよう権利擁護に資する事業に取り組みます。さらには、成年後見制度のより効果的な推進を図るため、『郡山市成年後見支援センター』の機能を強化し、「成年後見制度利用促進法」及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に定めるコーディネート業務を推進し、制度の推進を担う関係機関の連携強化に向けた地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

さらに、障がい者相談支援事業では、新たに『相談支援事業の複数事業所による協働モデル』に取り組み、職員のスキルアップを図るとともに利用者の適切な支援に努めて参ります。

(5) プラットフォーム機能の強化と福祉啓発の推進へ

～きっかけづくり～

令和元年東日本台風、令和3年2月福島県沖を震源とする地震（最大震度6強）、令和4年3月福島県沖を震源とする地震（最大震度6強）、最近では昨年1月に能登半島沖地震が発生するなど、いつ・どこで災害が発生してもおかしくない状況となっていることから、災害などの緊急時に円滑な連携が図れるよう、当協議会と災害協定を結んでいる団体等と『大規模災害時の被災者支援ネットワークの構築』に取り組みます。

さらに、郡山市が設置した「郡山市子ども食堂ネットワーク」に支援団体として引き続き参画し、当協議会に寄付された食料品等の物品を当該ネットワークに登録している子ども食堂に対して配分しており、社会的認知度や必要性の高まりを受けて増加している本市の子ども食堂に対する支援としてより効果的な寄付の募集や配分に取り組みます。

また、当協議会の広報誌『社協だより・社協ニュース』やホームページ、SNSといった様々な媒体による福祉情報の発信や福祉啓発活動を推進します。

令和7年度 分野・機能別の実施事業について

No.	分 野	実 施 事 業 等
1	組織・財政及び活動基盤の強化	
	～組織・財政～	(1)理事会・評議員会の運営 (2)専門委員会（組織・財政委員会、企画委員会）の開催 (3)社協会員の加入促進 (4)民間企業との連携による幅の広い資金調達 (5)共同募金運動・歳末たすけあい運動の実施 (6)法人運営・事業経営の強化（総合企画・部門間調整、財務・人事・労務管理・個人情報管理・法務等の適切な管理）・ 経営改善計画の策定による経営の健全化 (7)職員の研修・能力開発の充実 (8)『福祉QC活動』の手法などによる「福祉サービスの質の向上」及び「業務改善」の推進 (9)『第6次地域福祉活動計画』策定委員会の開催【新規】 (10)DXの促進による地域福祉活動の効率化
2	I 住民主体の多様な地域福祉活動の展開へ	
	～ひとづくり・まちづくり～	(1)『地区社協・支部社協連絡会議』の開催 (2)地区社協・支部社協『部会活動推進連絡会議』の開催 (3)地区社協・支部社協における住民主体の『地域住民支え合い活動』の推進・支援（地域福祉活動への助成） (4)第2層協議体の開催支援及び運営支援 (5)『生活支援コーディネーター』の活動の充実 (6)ボランティアセンターの運営及びボランティアコーディネートの充実 (7)出前ボランティアスクール（講座）の開催 (8)“たすけあい活動”助っ人隊養成講座の充実 (9)災害ボランティア講座の開催
3	II 地域福祉活動への参加促進による生きがいづくりへ	
	～いきがいづくり～	(1)住民主体の「集いの場」の実施 ①いきいきサロン（会食会・茶話会） ②世代間交流 ③子育てサロン (2)『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”の推進 (3)夏・ボランティア体験プログラムの開催【拡充】 (4)『福祉バスの運行事業』の実施 (5)郡山市高齢者作品展の開催 (6)いきいきデイクラブ事業の受託 (7)歳末たすけあい運動募金配分事業の実施

Ⅲ 一人も見逃さない支援体制の構築へ		
4	～つながり づくり～	(1) 住民主体の訪問による見守り活動の実施 ① 友愛訪問 ② 配食サービス (2) 福祉なんでも相談事業の推進（アウトリーチ機能の強化） (3) 生活困窮者に対する支援事業の実施 ① 自立支援相談窓口の対応 ② 『就労準備支援事業』の実施 (4) 生活福祉資金貸付事業の実施 (5) たすけあい一時資金の貸付事業の実施 (6) 東日本大震災及び福島第一原発事故避難者支援の実施 (7) 令和元年東日本台風（台風第19号）被災者支援の実施 (8) 災害等被災者への生活支援事業の実施
Ⅳ 新たな社会資源の開拓によるセーフティネットの強化へ		
5	～しくみづくり～	(1) 重層的支援体制の構築 ① 『福祉まるごと支援事業』の実施 ② 『多機関協働事業』の実施 ③ 『生活困窮者支援等のための地域づくり事業』の実施 （こおりやまフードバンク事業、スマイルサニタリープロジェクト、すくすくオムツプロジェクトを含む） (2) 権利擁護支援活動の推進 ① 成年後見制度利用コーディネート機能の充実 （郡山市成年後見支援センター事業の受託） ② 法人後見事業の実施【拡充】 ③ あんしんサポート（日常生活自立支援事業）の実施 (3) 住宅確保要配慮者に対する相談支援の実施 (4) 『社会福祉法人の地域における公益的な取組』の実施 (5) 「仮称：お一人暮らし高齢者等の安心登録サービス事業」の調査・研究【新規】
Ⅴ プラットフォーム機能の強化と福祉啓発の推進へ		
6	～きっかけ づくり～	(1) 大規模災害時の被災者支援ネットワークの構築【新規】 (2) ボランティア・市民活動グループ交流会の開催 (3) 郡山市民生児童委員協議会連合会への支援 (4) 「郡山市子ども食堂ネットワーク」への協力 (5) 「こおりやま社協だより」「社協ニュース」の発行【拡充】 (6) 地域福祉推進セミナーの開催 (7) ホームページ・SNSによる情報提供 (8) 郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業への協力 (9) 福島県福祉人材センター協力指定事業の受託

在宅福祉サービス及び介護予防・生活支援事業の推進		
7	～在宅福祉～	(1) ホームヘルプサービスセンター事業 ①訪問介護事業 ②訪問入浴介護事業 ③訪問型サービス事業（第1号訪問事業） ④介護予防訪問入浴介護事業 ⑤居宅介護・重度訪問介護事業＜障害者総合支援法＞ ⑥移動支援事業＜障害者総合支援法＞ ⑦障害者等在宅訪問入浴サービス事業の受託 ⑧産前・産後ヘルパー派遣事業（育児支援家庭訪問事業）の受託 ⑨子育て世帯訪問支援事業の受託 (2) 指定居宅介護支援事業＜介護保険法＞ ①ケアマネジメント業務（ケアプランの作成等） ②要介護認定の申請にかかる援助及び認定調査の受託 ③介護予防支援業務の受託 ④第1号介護予防支援業務の受託 ⑤郡山市介護支援専門員連絡協議会への協力 (3) 指定特定・障がい児相談支援事業＜障害者総合支援法＞ ・基本相談支援及び計画相談支援等の業務 (4) 相談支援事業の協働事業への取り組み【新規】 (5) 障がい者相談支援事業の受託 ・福祉サービスの利用援助等の業務 (6) 障がい者基幹相談支援センター事業の受託 ・相談機能強化事業及び相談支援従事者の育成等の業務 (7) 障がい者虐待防止センター事業の受託 ・障がい者の虐待の防止及び養護者支援等の業務
赤木保育所・希望ヶ丘保育所の運営（保育事業の推進）		
8	～児童福祉～	赤木保育所及び希望ヶ丘保育所の運営 ①乳児保育 ②延長保育 ③保育所等地域子育て支援事業への協力 ④保育所運営体制のあり方の検討

※太字は令和7年度重点的に取り組む事業

令和7年度 事業実施説明書

※太字は重点的に取り組む事業

事業名	説明
I 住民主体の多様な地域福祉活動の展開へ	
(1)『地区社協・支部社協連絡会議』の開催	地域福祉推進に関する共通認識を深めるとともに、情報を共有するため、地区社協・支部社協による連絡会議を開催。地域福祉活動の課題等の情報交換や活動内容の検討を行う。
(2)地区社協・支部社協『部会活動推進連絡会議』の開催	地区社協・支部社協の部会活動(在宅福祉サービス部会・児童福祉推進部会・広報研修部会・活動資金部会)を推進するため、部会毎に連絡会議を開催し、情報交換や事例発表、研修等を通して活動に必要な知識と技能の習得を図る。
(3)地区社協・支部社協における住民主体の『地域住民支え合い活動』の推進・支援 (地域福祉活動への助成)	(1)地区社協・支部社協における住民主体の地域福祉活動を推進・支援するため、全世帯対象に地域福祉推進費を助成。 ※国勢調査(R 2.10.1 現在)に基づく世帯数 (2)高齢者の閉じこもり防止と介護予防のためのサロンや子育て家庭を支援するサロンなど「集いの場(下記①～③)」の運営を支援する。また、年間を通して、サロンの定期開催や活動拠点の確保など、さらなる充実に向けて活動の強化を図るため、参加者の実績に応じて活動費を助成。 ①いきいきサロン ○会食会 参加者 @300 ○茶話会 参加者 @ 50 ○会場費補助 開催箇所 @250 ②子育てサロン 参加親子 @300 ③世代間交流 参加者 @200 (3)心身の状況等により、いきいきサロンへの参加が難しい高齢者を対象に、配食サービスや友愛訪問を行い、地域から孤立しないよう見守り活動を行うための活動費を助成。 ①配食サービス 配食数 @240 ②友愛訪問 訪問件数 @200
(4)第2層協議体の開催支援及び運営支援 (郡山市受託事業)	地域における生活課題の発見と課題解決に向けた住民主体による「介護予防」や「生活支援」の取り組みが求められている。本事業では『生活支援コーディネーター』が中心となり、話し合いの場となる「第2層協議体」の開催及び運営を支援する。

(5)『生活支援コーディネーター』の活動の充実 (郡山市受託事業)	介護保険法の改正により、地域支援事業に生活支援体制事業が位置付けられ、各市町村には「協議体の設置」と「生活支援コーディネーターの配置」による生活支援体制の整備が求められている（上段の事業）。『生活支援コーディネーター』による活動の充実を図り、地域の関係機関・団体との連携を推進し、住民主体による「集いの場」や「生活支援」の創出に努め、地域の助け合い・支え合い活動のより一層の充実を図る。
(6)ボランティアセンターの運営及びボランティアコーディネートの実	ボランティア・市民活動の拠点となるボランティアセンターの機能強化に努め、ボランティアコーディネートの充実を図る。 また、平常時から災害（地震・水害・雪害等）に対応できるよう運営に必要な担い手の確保、機材等の整備を進める。
(7)出前ボランティアスクール（講座）の開催	住民自身が地域生活課題を『我が事』として捉え、その解決に向けて住民が主体的に参加する「住民主体の地域福祉活動」がますます重要である。また、各地区において地域福祉活動の担い手である福祉委員の資質向上を図るとともに、ボランティアの潜在層の発掘・育成を目的に、地域に出向くアウトリーチ型の講座や小・中学生を対象とした「福祉教育」を積極的に推進するため、以下の出前講座を開催する。 ①はじめてみよう！ ボランティア活動 ②社会福祉協議会と地域福祉活動 ～福祉委員の役割と活動～ ～あなたも まちも いきいき！ いきいきサロン～ ～気軽に 無理なく 楽しく 自由に 子育てサロン～ ～私たちが暮らすまちを再確認！地域支え合い活動マップづくり～ ③福祉教育（車いす・ブラインドウォーク高齢者等）
(8)“たすけあい活動” 助っ人隊養成講座の充実	『住民参加型在宅福祉サービス事業“たすけあい活動”』の地域における担い手（助っ人隊）の拡充を図るため、担い手が不足している地域を中心に『助っ人隊養成講座』のアウトリーチ（出前講座型）を引き続き展開していく。
(9)災害ボランティア講座 の開催	自然災害の増加に伴い、近年ニーズが高まっている災害ボランティアの育成と人材の確保を図るため、ボランティア活動に関心のある市民及び災害ボランティア講座の修了者を対象に、養成とフォローアップを兼ねた講座を開催する。

Ⅱ 地域福祉活動への参加促進による生きがいづくりへ

(1) 住民主体の「集いの場」の実施	地区社協・支部社協の実施するいきいきサロン（会食会や茶話会）、子育てサロン、世代間交流等の住民主体のサロン活動を通して、身近な地域において「通いの場」を提供することで、住民同士のつながりや高齢者等の閉じこもりの防止、介護予防、担い手と参加者の生きがいづくり等を推進する。
(2) 『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”の推進	多様化する地域生活課題に対応するため、住民同士がお互いさまの精神で日常生活における「ちょっとした困りごと」を手助けする『住民参加型在宅福祉サービス事業』を有償ボランティア（助っ人隊）で行う“たすけあい活動”の推進を図る。 高齢者、障がい者、妊産婦等を対象に利用登録を受け付け、登録後に掃除・買い物・ゴミ出し等の生活支援サービスを提供する。 また、既に登録している助っ人会員（助っ人隊）向けにフォローアップ講座を実施し、資質向上を図るとともに、当該事業のPRにも注力し、助っ人会員の増強も併せて行う。
(3) 夏・ボランティア体験プログラムの開催 [拡充]	7～8月の期間に、広く市民の福祉やボランティアへの理解と関心を高めるため、福祉施設や市民活動団体の協力を得て開催する。今年度は、高校生に加え、参加対象範囲を中学生以上に広げ、ボランティア活動へ参加する機会を拡充する。 また、受入側となる社会福祉施設や関係団体等に対し、どのような配慮が必要になるか検証し、必要に応じてアンケート調査を実施する。
(4) 『福祉バスの運行事業』の実施	福祉団体が行う視察研修、買い物移動支援等の事業を支援するため、福祉バスを運行する。

(5)郡山市高齢者作品展の開催	高齢者が長年培ってきた技術や知恵の伝承及び趣味で作っている作品を展示することにより、高齢者の生きがいと創造性を高め、高齢福祉の増進を図るとともに、広く住民に対して高齢福祉についての理解と関心を高めることを目的に開催する。
(6)いきいきデイクラブ事業（郡山市受託事業）	高齢者の閉じこもり防止や社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を目的に通所による各種サービスを提供する。
(7)歳末たすけあい運動募金配分事業の実施	12月から2月までの期間に実施する住民参加の助け合い・支え合い活動を基本とした下記①～⑥の交流事業に対し、歳末たすけあい募金による配分事業を行う。 ①クリスマス会 ②おせち配食サービス ③新年会 ④ご近所除雪事業 ⑤年末年始見回り事業 ⑥子ども食堂支援事業
Ⅲ 一人も見逃さない支援体制の構築へ	
(1)住民主体の訪問による見守り活動	地区社協・支部社協における住民主体の訪問による見守り活動の一環である「配食サービス」や「友愛訪問」を実施することで、専門職による見守りだけではなく、住民主体の日常的な見守り活動を推進する。
(2)福祉なんでも相談事業の推進（アウトリーチ機能の強化）	各地区で開催されている「いきいきサロン」等の「集いの場」に職員が出向くなど、積極的にアウトリーチによる相談支援活動を展開し、高齢者あんしんセンター等の専門職と連携しながら、地域における困りごとの相談窓口として機能する体制を構築していく。
(3)生活困窮者に対する支援事業の実施 (①、②郡山市受託事業)	①自立支援相談窓口の対応 生活困窮者等からの相談をワンストップで受け止める体制を強化するため、生活困窮者自立支援窓口職員を配置し、生活困窮者に対する相談支援を実施する。 ②『就労準備支援事業』の実施 直ちに就職活動を行うことが困難な生活困窮者等に対し、就労継続による日常生活の自立を目指し、様々な個別の支援プランを提供する。

(4)生活福祉資金貸付事業の実施 (県社協受託事業)	低所得世帯の経済的自立と生活の安定を図るため、生活福祉資金の貸付事業を行う。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少した世帯等に対し生活福祉資金（特例貸付）を行ったが、引き続き収入の減少が続いている生活困窮者等に対する相談・支援の強化及び貸付金の債権管理事務等に対応するため、相談体制の充実強化を図る。
(5)たすけあい一時資金の貸付事業の実施	低所得世帯を対象に、一時的に急を要する場合であり、かつ他からの借入が困難な場合に貸し付けを行う。
(6)東日本大震災及び福島第一原発事故による避難者支援の実施 (県社協受託事業)	郡山市に生活している東日本大震災及び福島第一原発事故による避難者への支援において、郡山市社協と避難元社協及び福島県社協の連携協定による「社協連携避難者支援センター 郡山」（避難者支援のプラットフォーム※令和6年度開設。）に、郡山市と双葉町、大熊町、富岡町の職員が一堂に会して避難者の生活課題の把握・情報共有等を行い、迅速に福祉サービス等へ繋ぐ支援活動を行うことにより、避難元自治体に関わらない「丸ごとの支援活動（相談・支援・見守り・居場所づくり・地域とのつながり等）」を効果的に実施する。
(7)令和元年東日本台風（台風第19号）被災者支援の実施	令和元年東日本台風（台風第19号）の豪雨災害による被災を原因として避難した高齢者等要配慮世帯に対し、新たな居住地において安心・安全に日常生活を営むことができるよう定期的な訪問等による見守り支援活動を実施する。
(8)災害等被災者への生活支援事業の実施	自然災害や火災により被災した世帯に対し、生活再建への助長と援護の一環として災害見舞金を支給し、併せて日本赤十字社からの災害見舞品の交付を行う。
Ⅳ 新たな社会資源の開拓によるセーフティネットの強化へ	
(1)重層的支援体制の構築 (①、②、③郡山市受託事業)	高齢者や障がい者、子ども、生活困窮など、分野や制度、世代、性別や属性を越えた複合的な地域生活課題を抱えている相談者が、地域の中で継続的に生活できるよう、各種専門機関との連携や地域との関係性の構築を行い、伴走的な支援の仕組み作りを推進するため、郡山市が実施する「重層的支援体制整備事業」と連携した相談を実施する。 ①『福祉まるごと支援事業』の実施 「ダブルケア」.(子育てと介護)や「8050問題」（高齢の親と無職の子が同居している等の世帯）など、複合的な課題を抱える世帯の課題解決のため、郡山市が設置する福祉ま

	るごと相談窓口職員を配置し様々な相談機関につなぐ等、世帯に寄り添った包括的な相談支援を実施する。 ②『多機関協働事業』の実施 複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を果たし、支援者を支援する。 ③『生活困窮者支援等のための地域づくり事業』の実施 (こおりやまフードバンク事業、スマイルサニタリープロジェクト、すくすくオムツプロジェクトを含む) 生活困窮者等に十分な食品を提供できるよう、行政・事業者・地域住民参画により、安定的で持続可能なフードバンク活動の取り組みを実施し、地域におけるフードバンクに対する理解の醸成と食品提供(事業)者の開拓、食料品の提供を行う。さらに、生理用品や子どものオムツを無償で提供する。
(2) 権利擁護支援活動の推進 (①郡山市受託事業) (③県社協受託事業)	①成年後見制度利用コーディネート機能の充実 (郡山市成年後見支援センター事業の受託) 単身高齢者世帯が増加する中、認知症高齢者等、判断能力が低下した人への権利擁護支援体制の構築が求められており、「成年後見制度利用促進法(注1)」の施行に伴う中核機関(制度の地域連携の推進をコーディネートする機関)として、「郡山市成年後見支援センター」を受託し、相談機能の充実と相談体制の充実を図る。 ②法人後見事業の実施【拡充】 当協議会が法人として成年後見事業を実施し、その推進を図る。なお、適正に法人後見事業を実施するため「法人後見運営委員会」を設置し、司法関係者等の連携を強化することで事業実施法人としてコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図る。また、事業の実施体制の強化、充実を図る。 ③あんしんサポート(日常生活自立支援事業)の実施 軽度の認知症高齢者など判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理に不安がある人に対し、本人との利用契約に基づき、福祉サービスの利用援助など日常生活の自立に向けた支援を実施する。

(3) 住宅確保要配慮者に対する相談支援の実施	「住宅セーフティネット法（注２）」の改正を受け、住居の確保に課題を抱える人（以下「住宅確保要配慮者」）に対する重層的な相談・支援活動の充実に資するため、住宅確保要配慮者に関する情報の共有化を図り、併せて郡山市における「居住支援協議会」の設立に向けて、郡山市に協力していく。
(4) 『社会福祉法人の地域における公益的な取組』の推進	社会福祉法人の協働による公益的な事業（福祉サービス等）を、地域のニーズに対して、柔軟なアプローチが可能となるよう新たな仕組みを提供することで社会福祉法人の公益的な取り組みを推進する。
(5) 「仮称：お一人暮らし高齢者等の安心登録サービス事業」の調査・研究【新規】	今後増加が見込まれる一人暮らし高齢者等が地域の中で安心して暮らしていくことを目的に、「仮称：お一人暮らし高齢者等の安心登録サービス事業」の開発に向けた調査・研究に取り組んでいく。

V プラットフォーム機能の強化と福祉啓発の推進へ

(1) 大規模災害時の被災者支援ネットワークの構築【新規】	災害が発生した際に当協議会が要支援者等（外国人を含む）に対しての支援活動をスムーズに実施できるよう、災害ボランティアセンターの設置に係る事前対策を充実させるとともに、被災者への支援をより重層的に展開できる体制づくりを進める。 具体的には、当協議会と災害支援協定を結んでいる「ライオンズクラブ国際協会３３２－Ｄ地区」及び「公益社団法人郡山青年会議所」等と平時から災害に備える意見交換会を開催するなど、災害発生時におけるスムーズな支援体制作りを進めていく。
(2) ボランティア・市民活動グループ交流会の開催	ボランティアセンター登録者や登録団体等への活動支援の一環として、活動者間の情報交換とネットワークづくりを目的に開催する。
(3) 郡山市民生児童委員協議会連合会への支援	民生児童委員間の互助共励、相互交流、自主研修等を図る郡山市民生児童委員協議会連合会の活動を支援するとともに、事業費の助成を行う。 また、令和７年度は一斉改選についての事務も行う。

(4)「郡山市子ども食堂ネットワーク」への協力	郡山市が設置した「郡山市子ども食堂ネットワーク」に参画し、市内で子ども食堂を運営する団体に対し、市民や企業、団体等から寄付を受けた食料品等を提供するなど、地域における安心・安全な子どもの「居場所」として安定的に開催できるように協力と支援を行う。
(5)「こおりやま社協だより」「社協ニュース」の発行【拡充】	地域福祉の啓発やボランティア・市民活動への参加を促進するため、紙面の内容充実を図りながら、広報紙「こおりやま社協だより」を年1回発行し市内全戸に配布する。また、より最新の情報をより早く市民に提供するため、広報誌「社協ニュース」を年4回発行し、公民館等の公共施設のほかスーパーなどの商業施設等を中心に設置場所を増やす取り組みを実施する。
(6)地域福祉推進セミナーの開催	『地域共生社会』の実現に向け、高齢者・障がい者等すべての人が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会づくりを目指し、地域住民のほか、様々な福祉分野で活躍する福祉関係者・事業所等が集い、誰もが地域の支え手となるための仕組みづくりについて考えることを目的としたセミナーを行う。 (※「社会福祉大会」開催年度以外で実施する事業)
(7)ホームページ・SNS (注3)による情報提供	ホームページやSNSを活用し、市民がいつでも何処でも求める情報に触れられるよう、その発信に努める。 InstagramやX(旧Twitter)なども使用し、幅広い年代層への情報発信のさらなる充実を目指す。
(8)郡山市認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業への協力	行方不明者早期発見に向けて、当協議会職員の協力体制を強化し、行方不明者の早期発見に協力する。
(9)福島県福祉人材センター協力指定事業 (県社協受託事業)	福祉の職場を目指す人と、人材を求める福祉の職場の橋渡しをする福祉人材センターの移動相談会等の実施に協力する。

在宅福祉サービス及び介護予防・生活支援事業の推進

ホームヘルプサービス センター事業	1. 介護保険法に基づく事業 ①訪問介護事業 ②訪問入浴介護事業 ③訪問型サービス事業（第1号訪問事業） ④介護予防訪問入浴介護事業 2. 障害者総合支援法（注4）に基づく事業 ①居宅介護・重度訪問介護事業 ②移動支援事業 3. 郡山市受託事業 ①障害者等在宅訪問入浴サービス事業 ②産前・産後ヘルパー派遣事業（育児支援家庭訪問事業） ③子育て世帯訪問支援事業
指定居宅介護支援事業	介護保険法に基づき、居宅の要介護者が適切な保健・医療・福祉サービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（以下「ケアプラン」）の作成等、居宅介護支援（以下「ケアマネジメント」）等の業務を行う。 ①ケアマネジメント業務（ケアプランの作成等） ②要介護認定の申請にかかる援助及び認定調査（委託事業） ③介護予防支援業務の受託 ④第1号介護予防支援業務の受託
指定特定・障がい児相談 支援事業	障害者総合支援法（注4）に基づき、障がいのある人が地域での生活が可能となるように心身の状況を把握したうえで、「福祉サービス等利用計画」の作成やモニタリング（注5）期間毎に「サービス等利用計画」の見直し等の業務を行う。 ① 基本相談支援 ② 計画相談支援等 ③ サービス利用支援 ④ 継続サービス利用支援 ⑤ 相談支援事業の協働事業への取り組み【新規】
障がい者相談支援事業 （郡山市受託事業）	障がい者、障がい児とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、次の業務を行う。 ① 福祉サービスの利用援助（情報提供及び代理申請等の支援） ② 社会資源を活用するための支援（情報提供及び助言等） ③ 社会生活力を高めるための支援（権利擁護に関する支援等） ④ 専門機関の紹介 ⑤ 地域自立支援協議会の運営に係る連携及び協力 ⑥ 相談支援機能強化事業に関すること（困難事例等への対応等）

障がい者基幹相談支援センター事業 (郡山市受託事業)	市内相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び権利擁護事業等、下記の業務を行う。 ① 相談機能強化事業(専門的な相談支援等を要する困難ケース等への指導・助言等) ② 相談支援従事者の育成(人材育成における研修会の企画・実施等) ③ 相談支援体制の強化(障がい者相談支援事業との連携強化) ④ 権利擁護(成年後見制度利用支援に関して専門機関の情報提供、郡山市障がい者虐待防止連絡協議会へ参加等) ⑤ 郡山市障がい者自立支援協議会の運営
障がい者虐待防止センター事業 (郡山市受託事業)	「障害者虐待防止法(注6)」に基づき、障がい者の虐待を防止し、障がい者の養護者に対する支援等を促進するため、下記の業務を行う。 ①連携協力体制整備事業 ②家庭訪問等個別支援 ③専門性強化事業 ④普及啓発事業
赤木保育所・希望ヶ丘保育所の運営(保育事業の推進)	
保育所の運営	赤木保育所(定員80名)・希望ヶ丘保育所(定員129名) ①乳児保育 ②延長保育 ③保育所等地域子育て支援事業への協力 ④保育所運営体制のあり方の検討
関 連 事 業	
共同募金運動・歳末たすけあい運動への協力	地域の一人ひとりが協力し助け合う、明るく住みよい地域社会を推進していくための共同募金・歳末たすけあい運動を推進する(社福)福島県共同募金会の事業に協力する。
日本赤十字社事業への協力	人道と博愛の精神に基づく災害救護活動を始め、国際活動、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字活動の推奨及び救急法や健康生活支援講習の普及などの事業を推進する日本赤十字社の事業に協力する。

- (注1)「成年後見制度利用促進法」とは、「成年後見制度の利用促進に関する法律」のこと。
- (注2)「住宅セーフティネット法」とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」のこと。
- (注3)「SNS」とは、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス(英: social network ing service)」の略で、「人と人の繋がりを支援するインターネット上のサービス」のこと。
- (注4)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。
- (注5)「モニタリング」とは、一般的には「監視すること」と訳されるが、介護保険や障害福祉サービスの分野では、「利用者の現状を観察して把握すること」をいう。
- (注6)「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のこと。